

外務省大臣官房

国際社会協力部長 神余隆博 様

人権人道課長 木村徹也 様

NGO共同申し入れ書 人種差別撤廃条約の国内実施・政府報告作成について

私たち人種主義・人種差別の撤廃を目指す NGO は、人種差別撤廃条約を含む国際人権諸条約の日本国内における遵守、実施に関心を寄せ、さまざまな立場から取り組みを進めてきました。その立場から、去る3月7日に行なわれた「人種差別撤廃条約政府報告作成に関するヒアリング」に際しても、事前に NGO の共同申し入れ書を提出し、当日においても、その申し入れ内容について参加各省庁と確認をさせていただいたところです。

今回、外務省のウェブサイト上でなされた「人種差別撤廃条約政府報告に関する関係省庁等との意見交換会」の開催告知ならびに開催形態が、3月に要請した事項のいくつかの点を反映していることを、私たちは歓迎するものです。しかしながら、3月の申し入れ時に「前向きに検討する」との返答がなされた点について、依然として具体的方針が明らかにされていないことを懸念しております。

したがって、以下のとおり、再度の要請を致します(要請事項1-3)。また、人種差別撤廃条約の国内実施ならびに次回政府報告作成にあたって改善すべきと考える諸課題についても、合わせて要請します(要請事項4)。

私たちは、日本政府が、世界の人権保護促進に貢献することを公約し、国連人権理事会の初代理事国に当選したことを歓迎します。私たちは、このことは、国内外において日本の人権状況を国際基準に則ってこれまで以上に厳しく問われる責任を、日本政府が引き受けることを意味すると考えます。今回の「関係省庁等との意見交換会」が、この状況のもとで実施されることを十分に自覚されたうえで、以下の要請を真摯に受け止め、これらの実現に向けて努力されるよう、要望致します。

1. 最終見解の履行状況に関する政府認識を書面にて作成し公表されたい

人種差別撤廃条約の国内実施に関する政府と NGO 間の建設的な対話・意見交換の前提・土台を構築するものとして、人種差別撤廃委員会によって出された最終見解 (CERD/C/58/Misc.17/Rev.3) の履行状況に関する政府の現状認識を明記した文書を意見交換会までに公表されたい。その際、女性差別撤廃条約に関して内閣府男女共同参画会議が作成した、「女子差別撤廃委員会からの最終コメント指摘事項に対する取り組みの状況について」を参考にされたい。

2. 人種主義等に関する国連特別報告者の日本公式訪問報告書の勧告の履行方針を明らかにされたい

現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛容に関する特別報告者による日本公式訪問報告書 (E/CN.4/2006/16/Add.2, E/CN.4/2006/16/Add.2/Corr.1) が勧告したすべての事項は、人種差別撤廃条約の国内実施に密接に関係がある。したがって、同報告書が勧告したすべての項目について、履行方針ならびに政府の現状認識を、人種差別撤廃条約の各条項との関連で意見交換会までに文書にて明らかにされたい。

3. NGO と政府を対等に位置付け、開催形態についても十分な協議を行なったうえで、「関係省庁等との意見交換会」を改めて開催されたい

今回、最終所見の取り組み状況について関係各省庁による報告がなされたうえで、「意見交換」がなされることを歓迎するが、7月28日の「関係省庁等との意見交換会」のみでは、時間的側面からも開催形態の面からも、政府と NGO 間の建設的な対話・意見交換の場として不十分である。以下の条件を満たしたうえで、「意見交換会」を改めて開催されたい。

- ・ 上記要請事項の1による書面の提示ならびに7月28日の「関係省庁等との意見交換会」を経たうえで、NGOからの意見提示と実質的な質疑応答・意見交換のための「関係省庁等との意見交

換会」を、政府報告書が完成するまでに改めて設けること。

- ・ この「関係省庁等との意見交換会」は、外務省と「人種主義・人種差別と闘うNGOネットワーク準備会（仮）」との共催とし、共同議長形式にて両者が対等な関係で進行にあたるようにされたい。
- ・ 「関係省庁等との意見交換会」またはそれに準じる公開ヒアリングを、担当者を派遣して北海道や東海、関西、沖縄などでも開催されたい。

4. 人種差別撤廃条約の国内実施ならびに次回政府報告書作成にあたり、以下のことに取り組み実現されたい

以下の事項を早急に実施するとともに、それぞれについて、次回政府報告において政府方針ならびに見通しを明らかにされたい。

A) 条約の適用対象について

従来の政府認識を変更し、条約第1条1項における「人種差別」の対象に、被差別部落の人びと、沖縄の人びと、中国帰国者に対する差別などが含まれるとの認識に改めること。とりわけ、被差別部落の人びとに対する差別については、人種差別撤廃委員会が2002年8月に採択した「世系に基づく差別に関する一般的な性格を有する勧告29」や、国連人権小委員会が2000年来採択してきた「職業と世系に基づく差別」に関する一連の決議の内容をふまえること。

B) マイノリティの統計データについて

次回政府報告書において、人口構成の十分に詳細な情報、とくに上記4-A)を含む、条約の適用対象と考えられるすべてのマイノリティの状況を反映した経済的及び社会的指標に関する情報を含めること。また、その際に、人種差別撤廃委員会が採択した「人種差別のジェンダーに関連する側面に関する一般的な性格を有する勧告25」などをふまえ、ジェンダーならびに民族のおよび種族的集団ごとの社会・経済的データ、ならびに性的搾取および性的暴力を含むジェンダー関連の人種差別を防止するためにとった措置に関する情報を含めること。

C) 国内人権委員会の設置について

条約が定める権利の被害者が、簡易に救済を申し立てることができ、効果的な保護と救済を得ることを可能にする、政府から独立した国内人権委員会を設置するよう必要な措置を早期に講じること。

D) 人種差別を禁止する特別法の制定などについて

既存の法的枠組みでは、人種差別の問題を解決し、被害個人や集団の救済及び加害者の処罰が極めて不十分であることを十分に認識し、人種差別を禁止する特別法を制定されたい。

E) 4条(a)(b)の留保撤回について

従来の政府認識を改め、人種差別撤廃委員会が採択した「一般的な性格を有する勧告VII(32)」および同「XV(42)」をふまえつつ、第4条(a)(b)の留保を撤回されたい。

F) 第14条1項に定められている宣言について

条約第14条1項に定められている宣言を行ない、日本における条約が定める権利の被害者であると主張する個人及び集団が、人種差別撤廃委員会に通報を行なうことを可能にされたい。

G) 政府報告書提出期限の遵守について

人種差別撤廃委員会より示された日本政府の第3・4回定期報告書の提出期限が2003年1月14日であったことに鑑み、その提出遅延の原因についての政府認識を明らかにするとともに、提出時期についての具体的に見通しを早期に明らかにされたい。

2006年7月24日

人種主義・人種差別と闘うNGOネットワーク準備会（仮）
団体60（追加分を含むと64）・個人4による共同署名（団体一覧添付）

団体

ARC (Action for the Rights of Children)
I 女性会議
アイヌ資料情報室
アクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」
アプロ女性実態調査プロジェクト
社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本
移住労働者と連帯する全国ネットワーク
インターネット上の差別に反対する国際ネットワーク (INDI)
ウトロを守る会
「枝川裁判」支援連絡会
沖縄市民情報センター
外国人人権法連絡会
外国人登録法問題と取り組む広島キリスト者連絡協議会
外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会 (外キ協)
社団法人 神奈川人権センター
かながわみんとうれん
カラカサン 移住女性のためのエンパワメントセンター
関西沖縄文庫
共住懇 (外国人と共に住む新宿区まちづくり懇談会)
国賠ネットワーク
特定非営利活動法人 コリア NGO センター
「婚外子」差別に謝罪と賠償を求める裁判を支援する会
在日外国人「障害者」の年金訴訟を支える会
在日外国人の年金差別をなくす会
在日韓国人問題研究所 (RAIK)
在日韓国・朝鮮人高齢者の年金裁判を支える会
在日韓国民主女性会
在日コリアン青年連合 (KEY)
在日大韓基督教教会社会委員会
在日本朝鮮人人権協会
在日朝鮮人・人権セミナー
在日無年金問題関東ネットワーク
市民外交センター

障害年金の国籍条項を撤廃させる会
特定非営利活動法人 人権センターとちぎ
人材育成技術研究所
すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク (RINK)
世界人権宣言大阪連絡会議
先住民族の10年市民連絡会
全統一労働組合
NPO 法人 多民族共生人権教育センター
『同和問題』にとりくむ宗教教団連帯会議
日本キリスト教協議会在日外国人の人権委員会
日本基督教団在日韓国朝鮮人・日韓連帯特別委員会
日本友和会 (JFOR)
命どう宝ネットワーク
年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡会
反差別国際運動日本委員会 (IMADR-JC)
(財) 反差別・人権研究所みえ
反差別ネットワーク人権研究会
ピースポート
ピープルフォーソーシャルチェンジ
フォーラム平和・人権・環境
普天間米軍基地から爆音をなくす訴訟団
社団法人 部落解放・人権研究所
部落解放同盟中央本部
社団法人 北海道ウタリ協会
民族差別と闘う大阪連絡協議会
琉球弧の先住民族会 (AIPR)
琉球センター・どうたち

個人

有道 出人 (小樽温泉訴訟原告)
松本 龍 (衆議院議員)
本山 央子 (アジア女性資料センター 事務局長)
山村 淳平 (港町診療所 医師)

追加団体

中国帰国者の会
日本カトリック難民移住移動者委員会
日本教職員組合
D P I (障害者インターナショナル) 日本会議

本件に関する連絡先： 反差別国際運動日本委員会 (IMADR-JC)

〒106-0032 東京都港区六本木 3-5-11

Tel: 03-3586-7447 Fax: 03-3586-7462 Email: imadrjc@imadr.org
